

【諮問第240号】

22川情個第93号
平成23年2月4日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 鈴木庸夫

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成22年1月7日付け21川市こ企第366号で諮問のありました、公文書開示請求に係る部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、平成21年8月17日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 朝鮮学校が平成21年6月30日付けで再提出した実施報告書及び実施金額内訳 2. 住民監査請求提起後に川崎市朝鮮学校研修費補助金交付要綱第11条の規定に基づき実施された実地調査に関わる文書の一切（実地調査により取得した文書を含む）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「平成20年度川崎市朝鮮学校研修費補助の補助対象事業実施報告書再提出分」及び「実地調査に対する報告として提出された研修受講報告書」と特定し、平成21年8月31日付けで、次の部分を不開示とした部分開示処分を行った。
 - ア 再提出された実施報告書中の事務担当者及び教員の氏名（条例第8条第1号、同条第2号該当）。
 - イ 実地調査により取得した領収書及び研修受講報告書中の教員の氏名（条例第8条第1号、同条第2号該当）。
- (3) 異議申立人は、平成21年9月30日付けで、不開示部分を開示すべきとして、部分開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第240号事件）

3 異議申立人の主張要旨

平成21年9月30日提出の異議申立書によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。なお、異議申立人は平成22年4月17日付けで意見書の提出及び口頭による意見陳述を行わない旨の申し出を行っている。

- (1) 朝鮮学校は、教育機関としての高度の公共性を有しているとされており、川崎市の各種補助金が投入されている。教育が適切になされているかどうかは公共の関心事であり、その中でも教員氏名はできるだけ積極的に開示することが望ましい。また、本件請求に係る文書中の教員氏名は、川崎市の公的な補助金を受けて研修に参加した教員を指しているから、税金の支出に係る適正性を確認するためにも公開することが望まれる。
- (2) 事務担当者の氏名については、仮に教育活動の要としての関与をしていなければ、ただちに公開することにはならない。しかし、市の補助金を受けた事業に関する事務担当者であること、本件請求に係る文書が、補助金の関係事務に関して多数の誤記載が指摘され、誤った記載を修正する趣旨のものであることなどに照らすと開示することが適切である。

4 実施機関の主張要旨

平成22年2月4日付け処分理由説明書及び平成22年11月5日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る文書には、公務員に該当しない私立学校等の教職員や事務担当者の氏名が記載されており、いずれも条例第8条第1号本文に規定する「個人に関する情報」に該当し、除外規定である同条同号ただし書アからエには該当しないことから不開示処分を行った。
- (2) 事務担当者の氏名に関して、その事務処理に誤りがあったから公開すべきという主張については、事務処理の誤り(誤記載)と個人のプライバシーを尊重することは比較衡量する性質の要素ではない。よって、不開示処分は妥当であると考えられる。
- (3) 不開示処分の根拠条文について条例第8条第2号を挙げていたが、条文の解釈に齟齬があったため処分の理由としては不相当であった。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、平成20年度川崎市朝鮮学校研修費補助の補助対象事業実施報告書再提出分中、「教員の氏名」及び「事務担当者の氏名」を、実地調査に対する報告として提出された領収書及び研修受講報告書中、「教員の氏名」を実施機関が不開示としたことに対し、処分の取消しを求めている。

そこで、以下、上記の「教員の氏名」及び「事務担当者の氏名」を開示すべきか否かについて検討する。

- (2) 条例第8条第1号ただし書ア

実施機関に対する公文書の開示請求について、条例は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」は不開示としている(条例第8条第1号本文)。したがって、本件「教員の氏名」及び「事務担当者の氏名」は、これに該当する。

しかし、一方で、条例は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、個人に関する情報であっても開示としている(条例第8条第1号ただし書ア)。

そこで、本件「教員の氏名」及び「事務担当者の氏名」が、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するのか否かを検討する。

- (3) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性
ア 確かに、裁判例(さいたま地方裁判所平成17年(行ウ)第29号同18年4月26日判決)として、私立大学の専任教員の氏名について、「全国大学職員録」や一般に容易に入手できる講義概要や履修案内に教員氏名が記載されることが多く、「慣行により公にされている情報」としたうえで、大学と専門学校は、教育機関としての性格を共通にしており、専修学校の中でも専門学校は「学校」に準じ、高等教育の一翼をになうものであるなどとして、私立専門学校の専任教員の氏名は、「公にすることが予定されている情報」に該当し、開示すべきとしたものがある。

イ しかし、本件対象文書に記載された「教員の氏名」は、朝鮮初級学校の教

員氏名であって、これを掲載した一般的な刊行物などが流布している形跡はなく、「法令の規定により又は慣行として公にされている情報」には該当しない。また、朝鮮初級学校は、高等教育の一翼をになうものではなく、私立大学や専門学校に準じるものではない。そうだとすると、朝鮮初級学校の「教員の氏名」は、「公にすることが予定されている情報」にも該当しない。さらに、本件対象文書に記載された「事務担当者の氏名」についても、「教員の氏名」と同様に、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

したがって、本件「教員の氏名」及び「事務担当者の氏名」は、いずれも開示すべき情報に該当しない。

(4) 結論

以上から、実施機関が行った本件「教員の氏名」及び「事務担当者の氏名」の不開示処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	鈴	木	庸	夫
委員	人	見		剛
委員	葭	葉	裕	子